

**令和3年度  
下田市新型コロナウイルス感染防止対策経営改善事業補助金  
交付申請マニュアル**

**○申請書類の提出方法**

**①申請書（市指定様式）の取得**

◆下田市ホームページからダウンロード

以下のHPから申請書をダウンロードしてください。

- URL : <http://www.city.shimoda.shizuoka.jp> (新型コロナウイルス対策本部)

◆窓口で取得

以下の窓口に申請書を用意しています。

下田市役所 産業振興課

**②申請書の作成、添付書類の準備**

①で取得した所定の申請書を作成するとともに、本マニュアルQ11に記載された添付書類をご用意ください。

**③申請書類の提出（郵送提出、窓口提出）**

- 郵送提出 下記の住所に送付してください。

〒415-8501 静岡県下田市東本郷1丁目5番18号

下田市役所産業振興課 地域経済促進係 宛

- 窓口提出 下田市役所産業振興課（本館2階）

**○申請書類の受付期間**

令和3年5月12日（水）～令和3年9月30日（木）

※申請状況により、受付期間を短縮又は延長する場合があります。

**○問い合わせ、申請窓口**

下田市役所 産業振興課 地域経済促進係

〒415-8501 静岡県下田市東本郷1丁目5番18号

電話 0558-22-3914 FAX 0558-22-3910

メール [sangyou@city.shimoda.lg.jp](mailto:sangyou@city.shimoda.lg.jp)

★問い合わせ・申請受付時間：平日 8:30～17:15

## <マニュアル 目次>

- Q1：この補助金はどんな目的で実施するものですか・・・・・・・・・・ 1
- Q2：このマニュアルで使われている用語の定義はなんですか・・・・・・・・ 1
- Q3：この補助金はどんな事業者が申請できますか・・・・・・・・・・ 1
- Q4：この補助金は、事業所単位で申請できますか・・・・・・・・・・ 2
- Q5：一つの建物内で別の事業を営んでいるのですが、申請できますか・・・・ 2
- Q6：この補助金の対象となる期間はいつですか・・・・・・・・・・ 2
- Q7：この補助金ではどんな経費が対象になりますか・・・・・・・・・・ 2
- Q8：備品等の購入において通信販売は利用できますか・・・・・・・・・・ 2
- Q9：この補助金の対象にならない経費はどんなものですか・・・・・・・・ 3
- Q10：この制度ではどのくらい補助金がもらえますか・・・・・・・・・・ 3
- Q11：この補助金は、どうやって申請したらいいですか・・・・・・・・・・ 3
- Q12：この補助金の申請に当たり、求められる条件はありますか・・・・・・・・ 3
- Q13：事業が終了した時は、どうしたらいいですか・・・・・・・・・・ 4
- Q14：補助事業が終了したとき、現場の確認は行いますか・・・・・・・・・・ 4
- Q15：補助金は、どうやって請求したらいいですか・・・・・・・・・・ 4
- Q16：補助金が取り消しになることはありますか・・・・・・・・・・ 4

## **Q1：この補助金はどんな目的で実施するものですか？**

観光を中心としたサービス産業が中心の本市においては、現在及び将来に向けて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と市内経済の回復の両立を目指すことが求められます。併せて、市民生活を含め、国が示した「新しい生活様式」への対応も迫られています。

このため、各事業所におかれましては、観光等による来遊者はもとより、市民の皆様が安心して宿泊や飲食等の施設を利用することができる環境づくりが重要になります。

そこで、宿泊や飲食、小売業等接客を主体とした施設において、感染予防、感染防止に向けた施設や設備等の改修を推進することができるよう、その経費の一部を支援するための制度を設けたものです。

この制度により、感染症に対する市内事業所の安全対策を向上させ、皆様に安心してご利用いただくことにより、市内経済の再生を目指します。

## **Q2：このマニュアルで使われている用語の定義はなんですか？**

このマニュアルにおける用語の定義は、次のとおりです。

### ○「事業所」とは

経済活動を行っている場所ごとの単位で、一定の場所を占めて単一の経営主体のもので経済活動が行われており、かつ、従業者と設備を有して物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われているものをいいます。

### ○「会社」とは

会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 2 条第 1 項に規定する会社をいいます。

### ○「会社以外の法人」とは

法人格を有する団体のうち、上記に掲げる会社を除く法人で、社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、特定非営利活動法人、宗教法人、社会福祉法人、中小企業団体等をいいます。

### ○「個人事業主」とは

会社、会社以外の法人等の法人組織によらず事業を営んでいる個人をいいます。この場合でも、所得税法による開業届を提出しているか、確定申告において事業所得の申告があることが条件になります。

## **Q3：この補助金はどんな事業者が申請できますか？**

この要綱における補助対象者は、次の全ての項目に該当することが必要です。

- ・市内に一般客が利用できる事業所を有する会社、会社以外の法人及び個人事業主であり、令和 3 年 5 月 1 日時点で営業実態があること。
- ・新型コロナウイルスの感染防止及び「新しい生活様式」への対応を目的とした事業所の施設、設備等の改修、備品の購入を行うものであること。
- ・市税の滞納がないこと。
- ・国、県、市等から同様の事由による補助金等を受けていないこと。

#### **Q4：この補助金は、事業所単位で申請できますか？**

この補助金は、「事業者」ではなく、「事業所」ごとに申請することができます。

例えば、同一事業者が経営している店が4店舗あり、それぞれの店舗で要件を満たす改修等を実施した場合は、4店舗分を申請することができます。

#### **Q5：一つの建物内で別の事業を営んでいるのですが、それぞれで申請できますか？**

完全な別棟であれば対象になりますが、同じ建物内で別の事業を営まれている場合も別の事業所として認められる場合は対象となります。

その場合、開業届や営業許可証、確定申告書などにより、別の事業として営まれていることを証する書類が必要になります。また、事業完了時には、実績報告書に基づき現地確認をさせていただきます。

#### **Q6：この補助金の対象となる期間はいつですか？**

令和3年11月30日までに、事業を完了し、実績報告書が提出されることが必要になります。

なお、今回の制度は、現在計上されている予算の範囲内での執行を予定していますので予算の枠を超えた場合は、申請の受付を終了させていただきます。

#### **Q7：この補助金ではどんな経費が対象になりますか？**

この制度で補助対象となるのは、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための施設改修、備品購入等に要する以下のような経費です。

##### **<補助対象事業の例>**

- ・換気や空気清浄等＝空調機、換気扇の設置、窓の増設、空気清浄機の購入 等
- ・施設の改修＝間仕切りの設置、カウンターやフロアの改修 等
- ・接触機会の減少＝バーコード注文システム、トイレ・洗面のセンサー式水栓化 等
- ・体調の把握＝サーモカメラ、サーモグラフィーの設置 等

##### **注①)空調機、空気清浄機の機種選定においては、以下の事項に注意してください。**

- ・業務用で、機能や能力、台数等が、事業所の規模、構造等に適合していること。
- ・エアコンは換気機能を、空気清浄機はウイルス除去機能を有していること。

##### **注②)施設改修は、ソーシャルディスタンスの確保や3密の防止を目的とした内容に限ります。**

#### **Q8：備品等の購入において通信販売は利用できますか？**

補助金の活用にあたっては、できるだけ市内の事業者を利用いただくようお願いします。ただし、事業者の皆様のご希望や都合により、通信販売を利用いただくことは可能です。

この場合においても、提出いただく見積書、納品書、領収書等の書類の宛名は、法人の場合は法人名又は法人代表者名、個人事業主の場合は事業主名であることが必要となります。

### **Q9：この補助金の対象にならない経費はどんなものですか？**

この要綱において補助対象とならない経費は、以下のような経費です。

#### **<対象外となる経費の例>**

- 対象経費の合計が10万円未満の場合は、すでに補助を行った新型コロナウイルス感染防止協力金（感染予防分）制度と重複するため、対象外となります。

#### **○その他、以下の経費は対象とはなりません。**

- ・既存の机や椅子等の老朽化や破損、汚損などを理由とした設備、備品の更新
- ・消毒液、マスク、手袋、仮設の仕切り板等の消耗用品の購入
- ・パソコン、プリンター等日常業務への流用が可能な備品の購入
- ・感染防止対策に要する人件費及び事務用品や光熱水費等の事務所管理経費
- ・機械や機器、設備のリース・レンタル費

### **Q10：この制度ではどのくらい補助金がもらえますか？**

この要綱における補助金額は、事業所ごとにQ7に掲載してあります「補助対象経費」を合計した額の2分の1以内で、50万円を上限とします。

(計算例)

- ・合計額が100万円以下の場合、合計額の1/2 =例：90万円の場合、45万円
- ・合計額が100万円を超える場合は、上限50万円=例：120万円の場合、50万円  
ただし、その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とします。

### **Q11：この補助金は、どうやって申請したらいいですか？**

補助金の交付を受けようとするときは、次の書類をそろえて下田市役所産業振興課へ提出してください。

- ・下田市新型コロナウイルス感染防止対策経営改善事業補助金交付申請書（所定様式）
- ・補助事業内容説明書（所定の様式）
- ・誓約書（所定の様式）
- ・施設、設備等の整備内容を証する書類  
⇒例）根拠となる見積書、設計書、図面、カタログ、仕様書、施工前の写真 等
- ・事業所が下田市内に所在することを証する書類  
⇒例）法人：確定申告書（法人市民税）の写し  
個人：開業届又は所得税の確定申告書の写し
- ・市税等完納証明書（市役所税務課で発行を受けてください）  
⇒申請時（証明依頼時）に納期が到達している全ての市税が対象です。

### **Q12：この補助金の申請に当たり、求められる条件はありますか？**

この補助金を使用する場合は、次の条件が付されますので、注意してください。

- (1) 補助事業者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査を求められた場合は、これに応じてください。

- (2) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分しようとするときは、必ず市長の承認を受けてください。
- (3) 補助事業者は、この要綱による補助金の交付を受けた年度以降も、引き続き感染症予防を継続するよう努めてください。

#### **Q13：事業が終了した時は、どうしたらいいですか？**

補助事業が完了したときは、補助事業の完了後1か月以内又は令和3年11月30日のいずれか早い日までに、下記の書類を提出してください。

- ・下田市新型コロナウイルス感染防止対策経営改善事業補助金事業実績報告書（所定様式）
- ・補助事業収支内訳書（所定様式）
- ・補助対象経費の支払を証明する書類の写し  
⇒例) 補助事業収支内訳書の根拠となる領収書、契約書、精算書等
- ・補助事業の実施内容が確認できる写真  
⇒例) 実施内容が確認できる写真で、必ず整備前と整備後が分かる写真を添付  
※申請時に整備前の写真が用意できない場合は相談してください。

#### **Q14：補助事業が終了したときは、現場の確認を行いますか？**

事業が終了し、実績報告書が提出されたときは、書類の確認とともに、職員による現地確認を行います。現地確認は、必ず申請を行った事業所において実施しますので、協力をお願いします。

#### **Q15：補助金は、どうやって請求したらいいですか？**

市は補助事業に係る実績報告を受けたときは、書類の審査及び現地確認を行った後、補助金額の確定通知を送付しますので、その際に同封する下田市新型コロナウイルス感染防止対策経営改善事業補助金交付請求書（所定様式）により補助金を請求してください。

市では、請求書を受領してから概ね1か月程度を目途に、指定の金融機関口座に振込みによりお支払いします。

#### **Q16：補助金が取り消しになることはありますか？**

市は、補助事業者が以下のいずれかに該当することが認められたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- ・偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- ・補助金により整備した施設、設備等を他の用途に使用したとき。
- ・この要綱に違反したとき。
- ・補助対象に適合しない経費が含まれていたとき。

上記による補助金交付決定の取消しを行った場合で、既に市からの支払を完了した補助金がある場合は、全部又は一部を返還していただくことがあります。